

(付) 消防法について

消防法では、発火性または引火性を有する危険物の取扱い等に関し、様々な規制を行っている。

農薬の中には、有効成分の性質や、油剤や乳剤のように原体を希釈するために加える有機溶媒や、乳化剤等の補助成分の性質から危険物に該当するものがある。具体的な例では、塩素酸塩水溶剤は酸化性固体に、硫黄粉剤は可燃性固体に、スミチオン乳剤は引火性液体の第二石油類に、マシン油乳剤は引火性液体の第三石油類にそれぞれ該当する。

別表に示した指定数量以上の危険物を取り扱う製造所・貯蔵所又は取扱所を設置する場合や、施設の位置・構造又は設備を変更する場合には、あらかじめ市町長等の許可を受けなければならない。指定数量以上の危険物を取り扱うこれらの施設では、危険物の取扱いは危険物取扱者でなければ行うことができず、それ以外の場合は危険物取扱者の立会いが必要である。

指定数量未満の貯蔵・取扱いについては、市町村条例により技術上の基準が定められている。

また、危険物の運搬については、量の多少にかかわらず、その容器、積載方法及び運搬方法について技術上の基準（危険物の規制に関する政令第 28～30 条）が定められている。

別 表

類 別	法 律 に よ る 指 定		政 令 に よ る 指 定	
	性 質	品 名	性 質	指 定 数 量
第 1 類	酸化性固体	塩素酸塩類 次亜塩素酸塩類等	第一種酸化性固体	50 kg
			第三種酸化性固体	1,000 kg
第 2 類	可燃性固体	硫黄等		100 kg
第 4 類	引火性液体	第一石油類	非水溶性液体	200 $\frac{\text{kg}}{\text{ト}} \frac{\text{リ}}{\text{ル}}$
			水溶性液体	400 $\frac{\text{kg}}{\text{ト}} \frac{\text{リ}}{\text{ル}}$
		第二石油類	アルコール類	400 $\frac{\text{kg}}{\text{ト}} \frac{\text{リ}}{\text{ル}}$
			非水溶性液体	1,000 $\frac{\text{kg}}{\text{ト}} \frac{\text{リ}}{\text{ル}}$
		第三石油類	水溶性液体	2,000 $\frac{\text{kg}}{\text{ト}} \frac{\text{リ}}{\text{ル}}$
			非水溶性液体	2,000 $\frac{\text{kg}}{\text{ト}} \frac{\text{リ}}{\text{ル}}$
	水溶性液体	4,000 $\frac{\text{kg}}{\text{ト}} \frac{\text{リ}}{\text{ル}}$		

※法及び政令で定めるもののうち農薬に関連する部分のみ掲載した。

(法：消防法、政令：危険物の規制に関する政令第 1 条の 11、昭和 63 年 12 月)